

幼児教育学科カリキュラムの課題について

～幼稚園教諭免許状授与課程の側面から～

菱田 隆昭

はじめに

今年度、指定保育士養成施設では、カリキュラムの見直しや具体的な改善作業が活発化する傾向にある。1つには、2002（平成14）年度入学生から新しくなった保育士養成課程基準に基づくカリキュラムが4年を経過し、実際の運用を経ての様々な不具合を調整するための時期にきていること。2つには、保育士養成課程基準に示された教科目名を各校の開設科目名としたことや保育実習Ⅱ・Ⅲの選択必修等によるカリキュラムの過密化により、他校との差異が縮まり学校独自の魅力及び特徴を際立たせるための工夫が図られていること。3つには、今年度厚生労働省の各地方厚生局による指定保育士養成施設に対してのアンケート調査が実施され、それに基づき始まった立ち入り調査への対応に迫られたことなどがあげられよう⁽¹⁾。

一方、指定保育士養成施設においては、文部科学省から幼稚園教諭免許状を取得できる課程認定を受けている場合が多い⁽²⁾。保育士資格と幼稚園教諭免許状が同時取得できる大学・短期大学等では、学生の負担軽減と学校の独自科目の設置のため、この免許資格併有にかかる要取得単位数の軽減を摸索し、バランスのとれたカリキュラム編成に工夫を凝らしているのである。しかし近年、これら大学・短期大学等では、前述のように保育士養成施設としての側面から学内カリキュラムの検討を余儀なくされ、幼稚園教諭免許状授与課程を意識したカリキュラム作成とはならなかったのではないだろうか。

教員の資質向上は、学校教育の充実に必要不可欠なことである⁽³⁾。人間形成の基礎が培われる幼児期の重要性が叫ばれるなか、幼児教育の中心的な役割を果たす幼稚園教諭の資質向上も重要課題とされている。今日、その施策として、一種免許状所有の幼稚園教員増加を現職教育と養成教育の両面から求められているのである⁽⁴⁾。

本学幼児教育学科は、昭和42年3月、その前身である本州女子短期大学幼児教育科が、幼稚園教諭免許状授与課程認定とともに設置認可を受け、同年5月に開学している⁽⁵⁾。厚生省（当時）から保母指定校の指定認可を受けたのが、翌43年2月であり、本学カリキュラムは幼稚園教諭免許状授与課程がベースとなっているのである⁽⁶⁾。それは現在も、附属幼稚園での教育実習Ⅰを1年次に最初の実習として実施し、本学の保育者養成教育の基礎基本と位置づけていることや、幼稚園教諭二種免許状取得が幼児教育学科の卒業要件としていることに継承されている。近年、保育士養成の見地からのカリキュラム改訂が行われてきた本学幼児教育学科カリキュラムを、一種免許状所有の幼稚園教員増加政策の動きが本格化する前に、幼稚園教諭免許状授与課程の側面から見直し、今後の課題とともに若干の提言を試みたい。

1. 近年における幼稚園教諭二種免許状をめぐる動向

平成 14 年 6 月、幼稚園教育の資質向上に関する調査研究協力者会議によってまとめられた「幼稚園教員の資質向上について-自ら学ぶ幼稚園教員のために- (報告)」が発表された⁽⁷⁾。報告は、「養成段階における課題と展望」で、幼稚園教諭に求められる専門性が高度化・多様化している今日の変化に見合う養成期間確保のため、「養成機関が短期大学から大学へ課程を変更する事例もみられる」と一種免許状取得の必要性を示唆している⁽⁸⁾。

平成 17 年 1 月の中教審初等中等教育分科会は、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育のあり方について」を答申した⁽⁹⁾。答申は、「幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善」において、「標準的な養成年限である 4 年間の養成を経た一種免許状を有する教員の増加策を検討することが必要」であるとした⁽¹⁰⁾。また、「上級免許状の取得促進、所有者の配置拡大」においても、「現在、現職の幼稚園教員は、二種免許状所有者が中心であるので、本来要請されている一種免許状所有者の増加を促す必要がある」とし、地方公共団体が幼児教育政策プログラムに一種免許状取得促進の努力目標を設定することが望ましいと述べているのである⁽¹¹⁾。

さらに、同年 12 月、中教審同分科会は、「今後の教員養成・免許制度の在り方について (中間報告) (案)」で、「二種免許状の在り方の検討」について、幼稚園のように多くの学生が二種免許状を取得し、採用されている実態があることや、他校種・他教科の免許状取得の方策として機能していることから、その存続意義を認めつつも、「一種免許状の早期取得がこれまで以上に強く求められている近年の状況等を考慮すると二種免許状は引き続き検討課題とすることが適当である」とし⁽¹²⁾、存続見直しに含みを残している。

このような政策提言に対し、日本私立短期大学協会は、平成 14 年の中教審答申「今後の教員免許制度の在り方について」のヒアリングの際に、「教員の資質向上に関しては、養成期間の長短、履修科目の多寡によって論じられるべきでなく、むしろ現職教員の研修制度や免許状上進制度の充実こそ求められるべきものであること」や、「近年の少子化の影響もあって、教員として採用される短期大学卒業生は減少傾向にあるものの、現在でも幼稚園教員はもとより小学校・中学校教員にも数多く採用されており、特に幼稚園制度は、採用率をみても短期大学卒業生によって支えられていると言っても過言ではなく、戦後の我が国教員養成において短期大学が果たしてきた役割は大きいものがあること」などを、教員養成の基本的考え方として主張している⁽¹³⁾。

また同協会は、平成 17 年 6 月『今後の教員養成・免許制度の在り方について (議論のたたき台)』に関する意見を発表し、二種免許状を引き続き検討課題とすることが適当との審議会答申に対して、「短期大学に与えられている中学校・小学校及び幼稚園教員の養成機能を堅持する必要があることから、『二種免許状は、今後とも存続する』方向での検討をお願いする」との立場を重ねて表明している⁽¹⁴⁾。

本学幼児教育学科では、30 余年にわたり幼稚園教諭二種免許状を取得した卒業生が、長野県内を中心に活躍し、幼児教育界及び地域社会に多大な貢献をしてきたと自負している。また、総合文化学科においても中学校教諭二種免許状 (国語) を取得できる教職課程を有し、教職課程における教育的かつ教職的要素の学習が、学科の専門教育の基盤を広げるとともに深化させる役割を担ってきた。まさに二種免許状存続の行方が、本学教育のあり方や存在そのものに大きく関わる問題であるとの認識を、私たち養成校教員は持たなくては

ならないのである。

2. 平成10年度の教育職員免許法及び同法施行規則の改正について

(1) 改正の趣旨と課題

本学幼児教育学科のカリキュラムを幼稚園教諭免許授与課程の側面から検討を加えるには、平成10年に公布・施行された「教育職員免許法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正規則」という。）と、それに基づく教育職員免許状授与課程の認定について概観する必要がある。

平成10年6月、文部事務次官から国公立大学長、短期大学部学長、指定教員養成機関の長等にあてて「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」の通達があった。この通達には、「改正法」が平成10年6月10日法律第98号をもって公布され、同年7月1日施行されること、「改正規則」が同年6月25日文部省令第28号をもって公布され、同年7月1日施行されること、「事務処理上遺憾^(ママ)のないように」と記されている⁽¹⁵⁾。

「改正法」及び「改正規則」の趣旨は、平成9年7月の教育職員養成審議会の答申を受けて、①教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状の授与を受ける大学等で必要な単位数を改めるとともに、②学校教育における社会人の一層の活用の促進を図るため、特別免許状を授与することができる教科や教員免許状を有しない者を非常勤講師に充てることのできる事項の範囲を拡大する等、大学における教員養成の改善及び免許制度の弾力化を企図するものであった⁽¹⁶⁾。

その背景は、今日の大きな社会変化の中、学校教育においても児童生徒の校内暴力、いじめ、登校拒否などが極めて憂慮すべき状況にあり、教員の役割は従来にも増して重要となっていることがあげられる。教員の資質能力は、その養成・採用・研修の各段階を通じ形成されるものであるが、大学での養成教育において、「使命感を持ち、子どもの悩みを受けとめられる、真に教員に相応しい人材を育成することが緊急」とされた⁽¹⁷⁾。そこで、「普通免許状の授与基準に関し、大学の養成教育において、教え子や子どもたちのふれあいを重視し、教科指導、生徒指導、教育実習等の『教職に関する科目』の単位数の充実を図るもの」とし、「教職の意義等に関する科目」（2単位）や「総合演習」（2単位）を新設するとしたのである⁽¹⁸⁾。

しかし、この改革には幾つかの問題もある。まず、幼稚園教員養成を行う学科においては、「国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）について」開設しなければならないとされた⁽¹⁹⁾。幼児の自発的活動としての遊びは、幼児期特有の学習であるため、幼稚園においては遊びを通しての総合的な指導が求められている。この総合とは、幼児が一つの遊びを展開する中で多様な体験をし、様々な能力や態度を身につけるため、幼児の発達を様々な側面から総合的に捉えることであり、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するような指導をすることを意味しているのである⁽²⁰⁾。つまり、小学校の「科目に含まれる内容を合わせた」科目という発想は、幼稚園教育の総合性をふまえているとはいいいくいのである。これは、小学校以上の学校教員の養成を念頭に入れたもので、幼稚園の特性をふまえた幼稚園教員養成の意識が希薄であ

るあらわれなのである。

つぎに、前述の文部大臣による提案理由説明にある「使命感を持ち、子どもの悩みを受けとめられる、真に教員に相応しい人材を育成すること」は、まさに養成・採用・研修の各段階を通じ形成されるものであり、大学の養成教育のみに緊急な課題として期待されるものではないであろう。教師教育は、養成教育と現職教育の一貫性が確保されてはじめて成立するものだからである。

さらに、今回の「改正法」及び「改正規則」では、免許基準を引き上げることで教員の資質向上を図るとしながら、社会人の活用を名目に弾力な資格認定といった一見矛盾した政策を打ち出しているが、これは戦後の教員養成の原則である「開放性」あるいは「大学における教員養成」といった教員養成の根幹に関わる大きな問題をはらんでいるのである⁽²¹⁾。私たちは、情報化、国際化、少子高齢化といった現代社会の急激な変化の下で、学校、地域社会、家庭の教育機能と相互関係の見直し、あらためて教員や学校の役割を問い直す必要がある⁽²²⁾。そのうえで、生涯学習社会において今後どのような教員養成と現職教育を担う大学となるのかを検討し、カリキュラムに本学幼児教育学科の教員養成の理念を具体化していかななくてはならないであろう。

(2) 幼稚園教諭免許状に関わる主な改訂点

幼稚園教諭免許状に関わる主な改訂点について、教育職員免許法第5条別表第1関係は表1〔幼稚園教諭免許状に係る最低単位数新旧対象表〕、同法施行規則第6条表関係は表2〔幼稚園教諭免許状に係る教職に関する科目・旧法〕及び表3〔幼稚園教諭免許状に係る教職に関する科目・新法〕にまとめた。

表1〔幼稚園教諭免許状に係る最低単位数新旧対象表〕

区 分	旧法			新法		
	幼稚園教諭			幼稚園教諭		
	専修	一 種	二 種	専修	一 種	二 種
教科に関する科目	16	16	8	6	6	4
教職に関する科目	35	35	23	35	35	27
教科又は教職に関する科目	24			34	10	
合計単位数	75	51	31	75	51	31

(「改正法」別表第一(第五条関係)より作成)

表1は、大学において修得することを必要とする最低単位数を記したものであるが、学生への負担を考慮し、旧法・新法とも合計単位数に違いがない。だが、大学が主体的にカリキュラム編成を工夫できるように弾力化を図った改正のため、専修・一種免許状は教科又は教職に関する科目の単位数が増加し、選択履修の幅が広がっている。ただし、二種免許状では、合計単位数の維持と教職に関する科目の充実のはざま、教職に関する科目の4単位増になっている。これは、法規上、教科に関する科目の4単位減との引き換えによるものとなっているが、短期大学では実習・就職対応のピアノ関連科目等が教科に充てら

れている場合が多く、それらの科目を簡単には削減できず、事実上教職関連科目の単位増となる。

従来の23単位から27単位になった教職に関する科目の内訳を示すものが、表2及び表3である。旧法では第2欄が、教育原理・発達心理・教育制度・教育方法といった科目により6単位を構成していたが、新法ではこの改訂の趣旨にもかかわる「教職への志向と一体感の形成に関する科目」(省令上は「教職の意義に関する科目」)(2単位)が新設された⁽²³⁾。また、第4欄に「生徒指導、教育相談、進路相談等に関する科目」として、幼児理解やカウンセリングの基礎的知識を含む教育相談に関する理論及び方法についての科目(2単位)を新たに設けることとした。第5欄には、「人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする」科目として、「総合演習」が新設された⁽²⁴⁾。

さらに教職に関する科目以外に、「外国語コミュニケーション」(2単位)、「情報機器の操作」(2単位)を必修化することとされた。

表2〔幼稚園教諭免許状に係る教職に関する科目・旧法〕

欄	教職に関する科目	幼稚園教諭		
		専修	一 種	二 種
2	教育の本質及び目標に関する科目	12	12	6
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目			
	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目			
3	教科教育法に関する科目			
	道徳教育に関する科目			
	特別活動に関する科目			
4	教育課程一般に関する科目	18	18	12
	保育内容に関する科目			
	指導法に関する科目			
5	生徒指導及び教育相談に関する科目			
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目			
6	教育実習	5	5	5
合計		35	35	23

(「改正規則」新旧対照表旧法第六条より作成)

表3 [幼稚園教諭免許状に係る教職に関する科目・新法]

欄	教職に関する科目		幼稚園教諭					
		左記科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種			
2	教職の意義等に関する科目	(1)教職の意義及び教員の役割	2	2	2			
		(2)教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
		(3)進路選択に資する各種の機会の提供等						
3	教育の基礎理論に関する科目	(1)教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4			
		(2)幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)						
		(3)教育に関する社会的、制度的又は経営的事項						
4	教育課程及び指導法に関する科目	(1)教育課程の意義及び編成の方法						
		(2)各教科の指導法						
		(3)道徳の指導法						
		(4)特別活動の指導法						
		(5)教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
	生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	(1)教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12			
		(2)保育内容の指導法						
		(3)教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
		(1)生徒指導の理論及び方法						
		(2)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
(3)進路指導の理論及び方法								
(1)幼児理解の理論及び方法	2	2	2					
(2)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
5	総合演習		2	2	2			
6	教育実習		5	5	5			
合計			35	35	27			

(「改正規則」第六條より作成)

3. 再課程認定と本学幼児教育学科カリキュラム

(1) 平成 12 年度入学生カリキュラム

「改正法」及び「改正規則」の施行に伴い、平成 10 年 7 月 1 日において既に「教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程」として文部大臣の認可を受けている教職課程をもつ大学は、改めて平成 10 年度中あるいは同 11 年度中に当該課程の認定（以下、「再課程認定」という。）を受けなければならなくなった⁽²⁵⁾。平成 11 年 4 月入学生から、「改正法」による改正後の教育職員免許法（以下、「新法」という。）に基づく教員養成を実施するには、平成 10 年 12 月 28 日までに課程認定の申請を行い、同 12 年 4 月入学生から適用する場合には、同 11 年 4 月 1 日から 11 月 30 日までに申請することになったのである。本学幼児教育学科では、平成 12 年度入学生から「新法」による新カリキュラムを導入することとし、国文科（当時）とともに、同 11 年度に「再課程申請」を受けるための準備にはいった。

幼児教育学科では、天田邦子教授、原史子専任講師、菱田隆昭専任講師（所属・役職はいずれも当時）の 3 名の教務委員が中心となり、申請書類及びカリキュラムの作成を行い、事務局の宮沢英昌常務理事が実務作業にあたった。平成 10 年 10、11 月の科会でカリキュラムの骨格を作成し、同年 12 月、翌年 1 月の教務委員会で調節しながら、4 月教授会で承認を得て、6 月に第 1 回目の文部省との下打ち合わせをもった。その際、9 科目についての科目名称の変更と幼稚園教諭免許状取得に必要な科目の卒業必修化が指摘された。その後、情報収集と学内での審議、文部省との打ち合わせを経て、10 月に「再課程申請」を行い、幼稚園教諭二種免許状取得の課程が認定されたのである。

平成 12 年度入学生から適用された新カリキュラムと従前のカリキュラムをまとめたものが、表 4〔新旧カリキュラム対照表・教養科目〕、表 5〔新旧カリキュラム対照表・教科に関する専門科目〕、表 6〔新旧カリキュラム対照表・教職に関する専門科目〕である。

教養科目は、教職に関する科目の増加に伴う学生の負担増を考慮して、Ⅰ～Ⅲから 12 単位の選択必修の枠を 10 単位とした。また、「経済学」を「生活と経済」、「歴史」を「くらしと歴史」といったように、学生が学問的な系統と身近な生活課題を統合して理解できるように、名称及び内容を変更した。Ⅳ分野では、外国語コミュニケーション対応科目として、講読を中心とした「英語」を廃止し、「英会話Ⅰ・Ⅱ」と会話を中心とした「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」とし、半期ごとに単位認定ができるよう 1 単位科目に分割した。Ⅴ分野では、教科に科する科目の体育と教養科目としての「体育」のねらい及び内容の差異を図るため、「生涯スポーツ実技」とした。本学では、これまで教養科目の修得を重視し、基準以上の単位履修を求めていたが、学生の負担を考慮し、新カリキュラムでは教養科目の履修を 2 単位減の 14 単位とした。

「再課程申請」事前打ち合わせの際、文部省から指摘を受けた主な箇所は 2 点であった。従前の「日本国憲法」を「社会と法律」（日本国憲法を含む）としたのだが、あくまでも日本国憲法の内容で 2 単位必要な科目であるため、「社会と法律」であるなら 4 単位で設定するよにとの説明であったので、従前通り「日本国憲法」とした。また、従前の「保健体育講義」では、保健及び体育についての講義科目となってしまうため、別立ての科目とするか、もしくは名称変更をするかとの指摘があった。新カリキュラムでは、名称変更とし、体育のみの講義科目「体育理論」とした。

表4 [新旧カリキュラム対照表・教養科目]

旧カリキュラム				新カリキュラム						
	授業科目	単位	備考		授業科目	単位	備考			
I	現代女性論	2	日本国憲法を含め、I～III分野にわたり12単位。	I	現代女性論	2	日本国憲法を含め、I～III分野にわたる10単位を選択必修。			
	哲学	2			哲学	2				
	文学	2			文学	2				
II	倫理学	2		現代社会と倫理	2	II		人間の発達と教育	2	
	教育学	2			生活と経済			2		
	経済学	2			日本国憲法			2		
	日本国憲法	2			くらしと歴史			2		
III	歴史	2		III	人間と自然環境	2		III	人間と自然環境	2
	自然と環境	2			生活の科学	2				
	生活科学	2			生物学	2				
IV	生物学	2		3科目の中から1科目2単位。	IV	英語 I		1	左記6科目から2単位選択必修。それぞれI・IIとも履修。	
	英語	2				英語 II		1		
	英会話	2	英会話 I			1				
V	ドイツ語	2	ドイツ語 I		1	ドイツ語 II	1			
	保健体育講義	1			生涯スポーツ実技		1			
	体育実技	1								
小計	16		小計	14						

(学則変更に伴う新旧対照表(上田女子短期大学「再課程申請」申請書)より作成)

表5〔新旧カリキュラム対照表・教科に関する専門科目〕

旧カリキュラム			新カリキュラム		
授業科目	単位	備考	授業科目	単位	備考
器楽	2	半期×2	器楽	2	半期×2
声楽	2	半期×2	声楽	2	半期×2
音楽理論	1	半期	音楽理論	1	半期
図画工作	2	通年	図画工作	2	通年
体育	2	通年	体育	1	半期
国語	2	半期	国語	2	半期
小計	11		小計	10	

(学則変更に伴う新旧対照表(上田女子短期大学「再課程申請」申請書)より作成)

幼稚園教員の養成においては、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。)について、一種免許状の場合は5科目以上、二種免許状の場合は4科目以上開設しなければならないとされている。本学幼児教育学科では、表5の通り、音楽、図画工作、体育、国語に関する4科目を開設したが、体育を半期開設の1単位科目とし、全体で1単位減の10単位とした。

教職に関する科目では、教育職員免許法施行規則第6条の欄2の「教職の意義に関する科目」に対応するとして、「教師論」(2単位)を新設した。第3欄の「教育の基礎理論に関する科目」が4単位となり、従前の第2欄の6単位から2単位減になったため、対応科目は「教育原理」(2単位)、「児童心理学」(2単位)とした。従前の「教育史」(1単位)は、「教育原理」にその内容を含むものとし、廃止した。また、「教育方法・技術」(1単位)は、「幼児教育指導法」(2単位)に含むものとし、廃止とした。第4欄の幼児理解及び教育相談の理論・方法に対応する科目として「幼児理解と教育相談」(2単位)を、第5欄の総合演習は内容に多様性をもたせるため、「総合演習」(2単位)の名称で設置した。

「再課程申請」事前打ち合わせの際、文部省から第4欄の五領域に関わる科目は、その内容に含めることが必要な事項として新たに「保育内容の指導法」が加わったため⁽²⁶⁾、従前の「健康」(1単位)から「造形表現」(1単位)までの科目を「〇〇の指導法」と改めるように指摘された。従前の「教育方法・技術」(1単位)を廃止することもあり、指摘の通り「健康の指導法」(1単位)から「造形表現指導法」(1単位)までの科目を表6のようにした。

表6〔新旧カリキュラム対照表・科目〕

旧カリキュラム			新カリキュラム		
授業科目	単位	備考	授業科目	単位	備考
教育原理	2		教師論	2	新設
児童心理学	2		教育原理	2	
教育史	1		児童心理学	2	
教育方法・技術	1				廃止
教育課程の研究	1				廃止
保育内容総論	1		教育課程の研究	1	
健康	1		保育内容総論	1	
人間関係	1		健康の指導法	1	名称変更
環境	1		人間関係の指導法	1	名称変更
言葉	1		環境の指導法	1	名称変更
音楽表現	1		言葉の指導法	1	名称変更
身体表現	1		音楽表現指導法	1	名称変更
造形表現	2		身体表現指導法	1	名称変更
幼児教育指導法	2		造形表現指導法	2	名称変更
			幼児教育指導法	2	
			幼児理解と教育相談	2	新設
			総合演習	2	新設
教育実習	5		教育実習	5	
小計	23		小計	27	
その他の専門科目	12		その他の専門科目	11	
教養＋教科＋教職合 計	62		教養＋教科＋教職合 計	62	

(学則変更に伴う新旧対照表(上田女子短期大学「再課程申請」申請書)より作成)

また、本学幼児教育学科は、幼稚園教諭免許状取得に必要な科目が卒業必修になっておらず、「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準」の1.(4)の「教員養成を主たる目的とする学科」に該当しないと指摘された⁽²⁷⁾。文部省は、上記審査基準1.(4)が「幼稚園教諭免許状取得を卒業要件とすること」であり、「『教育実習』(5単位)を幼免必修と併せ卒業必修とすること」であると説明し、その点についての改善をもとめてきた。科会及び教務委員会では、慎重な審議と情報収集につとめた。その結果、「教育実習」(5単位)の卒業必修化は、学生及び附属幼稚園教員の心理的負担も重く、2年次の12月上旬まで附属幼稚園で教育実習をする本学幼児教育学科にとってのデメリットを考慮して、その回避を摸索することとなった。

その後、数回にわたる文部省との打ち合わせのなかで、幼稚園教諭免許状取得が卒業要件であることを学生便覧に明記するとともに、科目履修ガイダンス等で徹底することで、「教育実習」を卒業必修とはしないことので了承を得た。そこで、平成12年度の学生便覧

の「コース」説明欄に、「学科の教育方針とコースについて」の項目を設け、「本学科は、幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的としています。…幼稚園教諭二種免許状の取得に直結するカリキュラムを構成して、保育専門職に相応しい能力を修得できるように教育・指導を行っています。」と明記したのである⁽²⁸⁾。

(2) 平成 14・17 年度の改訂

平成 14 年度は保育士養成課程の基準変更、17 年度は 14 年度改訂の補完及びスリム化（コース制の整理）に向けたカリキュラム改訂を実施した。この 2 回の改訂は、保育士養成施設としての側面からの性格が強いが、幼稚園教諭免許状に関わる主な改訂点をあげる。

平成 14 年度は、教養科目に「現代女性と倫理」（2 単位）を新設し、卒業必修とした。教科に関する科目では、体育に関する科目「体育」（1 単位）を「幼児の体育」に名称変更し、「クリエイティブダンス」（1 単位）を廃止し、図画工作では「図画工作Ⅱ」（1 単位）を廃止し、「図画工作」（2 単位）のみとした。教職に関する科目では、「教師論」（2 単位）が保育者を目指す学生には馴染みにくいこともあり、「保育者論」（2 単位）に名称変更した。また、「造形表現指導法Ⅱ」（2 単位）を廃止し、造形、音楽、身体表現を融合した科目として「表現活動の研究」（1 単位）を設けるとともに、指導計画作成に特化した科目として「保育教材と指導計画の研究」（2 単位）を新設した⁽²⁹⁾。

平成 17 年度変更によるカリキュラムは、今年度 1 年生に適用されている現行カリキュラムである。完全セメスター制実施に伴い、全科目を半期にしたため、全体的に名称変更が多く見られる。教科に関する科目では、「器楽Ⅰ（前期）」（1 単位）が「器楽Ⅰ」（1 単位）、「器楽Ⅰ（後期）」（1 単位）が「器楽Ⅱ」（1 単位）、「声楽Ⅰ（前期）」（1 単位）が「声楽Ⅰ」（1 単位）、「声楽Ⅰ（後期）」（1 単位）が「声楽Ⅱ」（1 単位）に各々名称変更した。また、音楽コース科目「音楽理論Ⅱ」（2 単位）を「楽典」（2 単位）としたことから、「音楽理論Ⅰ」（1 単位）を「音楽理論」（1 単位）とした。教職に関する科目では、科目の性格をより明確にするため「言葉の指導法」（1 単位）を「ことばの指導法」（1 単位）と名称変更した。内容の重複を避けスリム化を進めるため、「表現活動の研究」（1 単位）と「保育教材と指導計画の研究」（2 単位）を廃止した⁽³⁰⁾。

おわりに

近年、保育士養成施設としての側面から学内カリキュラムの検討を余儀なくされていたため、幼稚園教諭免許状授与課程の側面からの現行カリキュラムの見直しを試みた。平成 14 年度以降、保育実習に関わる運用上の手直しが続いていたことや度重なる改訂で整合性を欠いた科目名称の変更により、現行カリキュラムが大きく変化した印象を持つが、平成 11 年度の「再課程申請」の際に編成したカリキュラムが幼児教育学科の基本をなしているといえよう。つまり、本学幼児教育学科は、幼稚園教諭の養成を主たる目的とした学科であり、現行カリキュラムも幼稚園教諭二種免許状取得を基本にして、本学独自の教養科目並びに選択科目が配置されているのである。

一方、就学前に保育所就園率が最も多い長野県であること、認定こども園が平成 18 年秋にも始動しそうであることを考慮にいれると、幼稚園教諭免許状と保育士の同時取得の必要性はますます高まるであろうし、本学幼児教育学科の教育においても保育士養成に関

わる活動が従来にもまして大きな部分を占めざるを得ないだろう。それは、厚生労働省が資質能力の向上を図るために3年制の保育士養成を志向している影響を今後強く受けることを意味するのである。

文部科学省も教員の資質向上をかけた、幼稚園教諭一種免許状所有者を今後5年間で現行の2、3割増を目指す動きがある。免許状上進制度等の利用によって一種免許状所有教員を増やすことになるだろうが、5年後目標値を達成すると、その影響は養成教育段階にも波及してくるであろう。つまり、近い将来、二種免許状と保育士資格が取得できる3年制養成校か、一種免許状と保育士資格が取得できる4年制養成校かの選択に迫られることになるのである。

2年制短期大学への進学希望者が多く、短大卒保育者の採用希望が多いこの地域においては、新たな一步を踏み出しにくい現状もある。まずは3年制への検討が急務であろうが、幼稚園教諭二種免許状取得を3年課程に位置づける困難さを伴うこととなる。本学幼児教育学科の場合、3年制に移行しても、従来と何ら変わらない免許資格の取得にとどまっては、単に1年間余計にかかる印象が拭いきれない。学科の後退と受け止められないための新たな教育活動並びに本学学生の成長を客観的に示せるような成果が必要となろう。幼稚園教諭二種免許状を短大本科で、保育士資格取得を専攻科で行う3年制養成校よりもはるかに工夫が求められるのである。

幼稚園教諭免許状取得を大学教育及び養成教育の基本に置く本学幼児教育学科だからこそ、現在できうる限りの3年制プランを作成することが重要となる。その過程で創出される智慧の結集が、幼稚園教諭一種免許状取得のできる4年制プランとの比較をはじめ可能にし、その後の選択判断をも可能にするからである。多忙を極める日常において、3ないし4年制への検討は、大変な困難を伴うであろうが、免許制度変更が確定してからの後手にまわる検討は避けなければならない。

註

- (1) 本学の場合、平成17年6月1日付で関東信越厚生局健康福祉部福祉課長名による「各種養成施設等の指定基準等に係る適合状況に関する自己点検の実施について(依頼)」が事務連絡としてあった。
- (2) 長野県にあっては、長野県福祉大学校が指定保育士養成施設のための養成校であり、長野県短期大学、清泉女子学院短期大学、文化女子大学長野専門学校、松本短期大学、飯田女子短期大学、本学は幼稚園教諭及び保育士が取得できる養成校である。
- (3) 日本の養成教育の特徴として、大学進学率50%強の現状で、教職は担う役割に見合った高度な養成教育が行われておらず、教育実習の期間が著しく短いため、その改善策が必要とされている(秋田喜代美他編『新しい時代の教職入門』有斐閣、2006、162~163頁)。
- (4) 幼稚園教員の一種免許状取得促進に関して、現職教育の面からも免許法認定講習の実施の拡大を進めることや十二年指定制度の対象とすることが、平成17年10月14日の中教審教員養成部会述べられている。(全私学新聞2005.10.23)
- (5) 『平成17年度上田女子短期大学キャンパスガイド』2005、10頁。
- (6) 同上。
- (7) 文部科学省『幼稚園教育年鑑平成16年版』東洋館出版社、2004、59頁。

- (8) 同上、71頁。
- (9) 平成17年1月中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育のあり方について-子どもの最善の利益のために幼児教育を考える-」
- (10) 第2章「幼児教育の充実のための具体的方策」第1節「幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大」
3「幼稚園教員の資質及び専門性の向上」(1)「幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善」
- (11) 同上、(2)「上級免許状の取得促進、所有者の配置拡大」
- (12) 平成17年12月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について(中間報告(案))」のⅡ「教員養成・免許制度の具体的方策」4「教員養成・免許制度に関するその他の改善方策」③「二種免許状の在り方の検討」
- (13) 日本私立短期大学協会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(議論のたたき台)」に関する意見」、2005年6月17日。
- (14) 同上。
- (15) 平成10年6月25日「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について(通達)」
- (16) 同上。
- (17) 「教育職員免許法の一部を改正する法律案の文部大臣による提案理由説明」(文部省教育助成局教職員課「新しい教員免許制度に関する資料」平成10年7月16日)
- (18) 「教育職員養成審議会第1次答申(平成9年7月28日)の骨子」(前掲、(文部省教育助成局教職員課「新しい教員免許制度に関する資料」)
- (19) 「大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規」(昭和53年2月20日教育職員養成審議会決定、平成10年6月25日一部改正)
- (20) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、平成11年、29～30頁。
- (21) 橋本太郎他編『新教育原論』酒井書店、2001年、57頁。
- (22) 同上、58頁。
- (23) 註(18)に同じ。
- (24) 「改正規則」第六条表の備考七。
- (25) 「平成10年7月1日以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定等について(通知)」平成10年6月29日。
- (26) 同上。
- (27) 「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準」(昭和53年2月20日教育職員養成審議会決定、平成10年6月25日一部改正)
- (28) 『平成12年度上田女子短期大学キャンパスガイド』2000年、48頁。
- (29) 「課程認定に係る教科(教職)に関する科目の変更届」平成14年3月28日。
- (30) 「課程認定に係る教科(教職)に関する科目の変更届」平成17年2月25日。